

## 京都府地域ジョブ・カード運営本部設置要綱 (案)

## 1 目的

ジョブ・カードは、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進することを目標として、生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして位置づけ、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発等の各場面における活用を促進することとしている。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においても「若者の能力開発、キャリア形成を進めるため、ジョブ・カードの活用を促進する」こととされており、国が中心となった関係機関等による緊密な連携・協力体制を構築し、企業及び求職者双方への的確な支援を実施していくこととしている。

このため、有識者、産業界、労使団体、地方公共団体、民間教育訓練機関、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び、~~地域ジョブ・カードセンター~~キャリア形成サポートセンター及び労働局で構成する地域ジョブ・カード運営本部(以下「運営本部」という。)を設置し、地域におけるジョブ・カード制度の円滑な運用についての企画・調整等を行う。

## 2 名称

運営本部の名称は「京都府地域ジョブ・カード運営本部」とする。

## 3 構成員

(1) 運営本部は、以下に掲げる者を委員として構成する。

## ① 有識者

同志社大学社会学部教授  
株式会社京都新聞社編集局長

## ② 産業界

京都経営者協会専務理事  
福知山商工会議所事務局長  
京都府中小企業団体中央会事務局長  
京都府商工会連合会事務局長  
日本労働組合総連合会京都府連合会事務局長

## ③ 教育・教育訓練機関等

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部長  
一般社団法人京都府専修学校各種学校協会副会長  
京都府職業能力開発協会専務理事  
近畿経済産業局地域経済部長  
京都府商工労働観光部長  
京都市産業観光局長  
一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会の推薦する者

④ ~~ジョブ・カードセンター~~

~~キャリア形成サポートセンター~~  
~~京都府地域ジョブ・カードセンター長~~  
京都・奈良キャリア形成サポートセンター マネージャー

⑤ 京都労働局

職業安定部長

(2) 運営本部には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(3) 運営本部の事務局は、京都労働局職業安定部で行う。

4 任期

委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

委員の任期が満了した時は、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

5 議長

(1) 運営本部に議長及び議長代理を置くとともに、原則として、有識者の中から選任する。

(2) 議長は、会議の議事を整理する。

6 運営本部の開催

運営本部は、原則として年2回開催することとし、地域訓練協議会の開催に合わせて開催する。

7 運営本部の業務内容

運営本部においては、以下の事項について業務を実施する。

(1) 京都府地域推進計画の改訂及び検証

地域の特性や地域におけるジョブ・カードの活用状況を踏まえたジョブ・カード制度の効果的な推進方法等について協議し、これを踏まえ、地域推進計画の改訂を行う。また、地域推進計画で策定した内容については毎年度検証を行い、次年度の推進に資することとする。

(2) 京都府地域におけるジョブ・カード制度の周知・啓発

地域の特性を踏まえたジョブ・カード制度の周知方法の検討を行うとともに、必要に応じて周知・啓発の好事例等について関係機関で共有する。

(3) その他ジョブ・カード制度の推進に係る事項の検討等

8 報告

毎年度の運営本部における業務の実施状況について、翌年度の4月末までに、人材開発統括官キャリア形成支援室に報告する。なお、報告様式は別紙を参照のこと。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別途定めるものとする。

(付 則)

この要綱は、平成23年7月26日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日付けで改正する。

この要綱は、平成28年10月5日付けで改正する。

この要綱は、平成29年10月26日付けで改正する。

この要綱は、令和元年10月31日付けで改正する。  
この要綱は、令和2年11月24日付けで改正する。